

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和7年9月30日（令和7年（行情）諮詢第1115号）

答申日：令和7年12月10日（令和7年度（行情）答申第700号）

事件名：「令和6年度陸上自衛隊フォーラム」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書14」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年4月28日付け防官文第10513号及び同年6月27日付け同第15140号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢序」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書1（原処分1）

ア ないしキ （略）

（2）審査請求書2（原処分2）

ア ないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 及びキ （略）

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

（3）意見書

（略）

第3 質問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和7年4月28日付け防官文第10513号により、文書13の1枚目のみについて、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、同年6月27日付け防官文第15140号により、文書1ないし文書14（文書13の1枚目を除く。）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものであり、本件質問に当たっては、それらの審査請求を併合し質問する。

2 法5条該当性について

文書5の文書中的一部については、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (3) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する質問をしなければならない場合に該当しない。
- (4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件質問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年9月30日 質問の受理
- ② 同日 質問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月16日 審議
- ④ 同年11月4日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年12月4日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、本件において、諮問庁は、原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定方法について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、請求文言から「令和6年度陸上自衛隊フォーラム」に関する行政文書のうち、「令和6年度陸上自衛隊フォーラム」において発表した内容に関する文書の開示を求めるものと解し、これに該当する文書として本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書は、「令和6年度陸上自衛隊フォーラム」のオープニングセレモニー、基調講演、プレゼンテーション及びパネルディスカッションで使用された文書であり、本件開示請求受付時点において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は、作成又は取得しておらず、保有もしていない。

ウ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) これを検討するに、本件対象文書の特定方法に問題はなく、探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分には、他国に関する情報が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、当該他国との信頼関係

が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

「令和6年度陸上自衛隊フォーラム」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て（対象は発表内容に関わるものに絞ります）。

2 本件対象文書

文書1 令和6年度陸上自衛隊フォーラム オープニングリマーカス

文書2 陸上作戦における各種無人機、ロボット及びA Iが担う役割と
今後の進展 システム通信団長

文書3 認知戦の事例及び防衛省（陸上自衛隊）の取り組み等 教育訓
練研究本部訓練評価部長 令和7年2月19日

文書4 「陸上自衛隊2040」教育訓練研究本部

文書5 ウクライナにおける教訓

文書6 ウクライナにおける地雷の脅威から学ぶべきこととは 陸上自
衛隊 施設学校

文書7 将来の着上陸侵攻対処における普通科の戦い方のイメージ

文書8 野戦特科コンセプト 富士学校

文書9 富士学校諸職種共同センターによるプレゼンテーション 令和
7年2月19日（水） 諸職種共同センター総合研究課

文書10 施設科コンセプト 陸上自衛隊 施設学校

文書11 将来対空戦コンセプト 陸上自衛隊高射学校 7. 2. 19

文書12 「陸上自衛隊2040」を踏まえた航空科部隊の戦い方 航
空学校 R 7. 2. 18

文書13 陸上自衛隊の取組と今後の方向性 2025年2月18日
陸上幕僚長

文書14 領域横断作戦の展望 陸上自衛隊教育訓練研究本部